

- イ 北緯三五度七分二八・〇七二八秒、東経一三九度四九分〇・四三五二秒の点
- ウ 北緯三五度五分五九・一四二六秒、東経一三九度四八分二五・一七七八秒の点
- エ 北緯三五度五分三三・六七四五秒、東経一三九度四九分一八・〇〇五五秒の点（基点南二十五号から二三七度五六分一、五〇〇メートルの点）
- オ 北緯三五度五分四六・六八〇七秒、東経一三九度四九分五五・五四五一秒の点（基点南二十五号から二一九度五〇九・一メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	いわのり漁業	〃
	とさかのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ばい漁業	〃
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
餌むし漁業	〃	

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 安房郡鋸南町竜島、勝山、下佐久間及び岩井袋

7 条件 なし

その十六

1 公示番号 共第十六号

2 漁場の位置 南房総市久枝から小浦に至る地先

3 漁場の区域 次の基点南二十五号、ア、イ、ウ及び基点南二十七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南二十五号 北緯三五度〇五分五九・五二〇三秒、東経一三九度五〇分〇八・一九六二秒の点（安房郡鋸南町と南房総市との境界付近に設置した標柱）

基点南二十七号 北緯三五度〇四分一七・二三三〇秒、東経一三九度四九分一六・八一二二秒の点（南房総市小浦と同市富浦町南無谷との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三五度〇五分四六・六八〇七秒、東経一三九度四九分五五・五四五一秒の点（基点南二十五号から二一九度五〇九・一メートルの点）

イ 北緯三五度〇五分三三・六七四五秒、東経一三九度四九分一八・〇〇五五秒の点（基点南二十五号から二三七度五六分一、五〇〇メートルの点）

ウ 北緯三五度〇四分二〇・四六三五秒、東経一三九度四八分二七・七三二八秒の点（基点南二十七号から二七三度四九分一、五〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ばかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ばい漁業	"
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うに漁業	"
	なまこ漁業	"
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
餌むし漁業	"	
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢

7 条件 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

その十七

1 公示番号 共第十七号

2 漁場の位置 安房郡鋸南町から南房総市小浦に至る地先

3 漁場の区域 次の基点南十八号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点南二十七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南十八号 北緯三五度〇九分一八・〇七七七秒、東経一三九度四九分〇六・〇六五三秒の点（富津市と安房郡鋸南町との境界付近に設置した標柱）

基点南二十一号 北緯三五度〇七分〇八・六八一八秒、東経一三九度四九分五四・五一五八秒の点（安房郡鋸南町大六と同町竜島との境界付近に設置した標柱）

基点南二十五号 北緯三五度〇五分五九・五二〇三秒、東経一三九度五〇分〇八・一九六二秒の点（安房郡鋸南町と南房総市との境界付近に設置した標柱）

基点南二十七号 北緯三五度〇四分一七・二三三〇秒、東経一三九度四九分一六・八一二三秒の点（南房総市小浦と同市富浦町南無谷との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三五度〇九分一六・九二八一秒、東経一三九度四七分四七・〇四九五秒の点（基点南十八号から二六九度二、〇〇〇メートルの点）

イ 北緯三五度〇八分四一・三四七八秒、東経一三九度四八分三〇・三〇〇三秒の点

ウ 北緯三五度〇七分三五・五五六二秒、東経一三九度四八分四二・六〇八五秒の点（基点南二十一号から二九四度二八分二、〇〇〇メートルの点）

エ 北緯三五度〇五分五七・四四一八秒、東経一三九度四八分〇五・五四二九秒の点

オ 北緯三五度〇五分二五・〇五八〇秒、東経一三九度四九分〇一・二七七二秒の点（基点

南二十五号から二三七度五六分二、〇〇〇メートルの点)

カ 北緯三五度〇四分二一・五三八五秒、東経一三九度四七分五八・〇三八〇秒の点 (基点

南二十七号から二七三度四九分二、〇〇〇メートルの点)

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いなだ固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	かます固定式刺し網漁業	〃
	ひらめ固定式刺し網漁業	〃
	かに固定式刺し網漁業	〃
	くるまえばい固定式刺し網漁業	〃

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 安房郡鋸南町並びに南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢

7 条件 なし

その十八

1 公示番号 共第十八号

2 漁場の位置 南房総市富浦町地先

3 漁場の区域 次の基点南二十七号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点南二十七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南二十七号 北緯三五度〇四分一七・二三三〇秒、東経一三九度四九分一六・八一二三秒の点 (南房総市小浦と同市富浦町南無谷との境界付近に設置した標柱)

基点南三十七号 北緯三五度〇一分五六・六八七四秒、東経一三九度四九分五八・二九三四秒の点 (南房総市と館山市との境界付近に設置した標柱)

ア 北緯三五度〇四分二一・五三八五秒、東経一三九度四七分五八・〇三八〇秒の点 (基点南二十七号から二七三度四九分二、〇〇〇メートルの点)

イ 北緯三五度〇三分二七・五一五一秒、東経一三九度四七分三五・九九〇一秒の点

ウ 北緯三五度〇二分五六・一四二七秒、東経一三九度四七分五三・六九三〇秒の点

エ 北緯三五度〇二分〇六・〇八八二秒、東経一三九度四七分四八・二二〇〇秒の点

オ 北緯三五度〇一分三五・三八三〇秒、東経一三九度四八分四三・七五七九秒の点 (基点南二十七号と雀島との見通し線上同基点から二、〇〇〇メートルの点)

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	とさかのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はまぐり漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ばかがい漁業	〃
	ばい漁業	〃
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで

さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
ばていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
餌むし漁業	〃

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 南房総市富浦町

7 条件 なし

その十九

1 公示番号 共第十九号

2 漁場の位置 館山市船形から大賀に至る地先

3 漁場の区域 次の基点南三十七号、ア、イ、ウ及び基点南四十一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から館山港北防波堤突端と二号防波堤突端を結んだ線以内の港湾区域を除く区域

基点南三十七号 北緯三五度〇一分五六・六八七四秒、東経一三九度四九分五八・二九三四秒の点（南房総市と館山市との境界付近に設置した標柱）

基点南四十号 北緯三五度〇〇分三五・六四九六秒、東経一三九度五一分三二・八三五七秒の点（館山市湊地先の平久里川河口左岸にある水門南西端）

基点南四十一号 北緯三四度五八分五〇・二三〇八秒、東経一三九度四九分二二・〇七二二秒の点（館山市大賀と同市香との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三五度〇一分三五・三八三〇秒、東経一三九度四八分四三・七五七九秒の点（基点南三十七号と雀島との見通し線上同基点から二、〇〇〇メートルの点）

イ 北緯三五度〇〇分二七・三四七八秒、東経一三九度五〇分五四・七〇四四秒の点（基点南四十号から二五五度一〇分一、〇〇〇メートルの点）

ウ 北緯三四度五九分三八・五四三三秒、東経一三九度四九分二五・八八一六秒の点（基点南四十一号から三五四度一、五〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	あさり漁業	〃
	ばかがい漁業	〃
	ばい漁業	〃
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うに漁業	〃

なまこ漁業	〃
いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
餌むし漁業	〃

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 館山市船形、川名、那古、正木、湊、北条、新宿、長須賀、館山、沼、宮城、笠名及び大賀
- 7 条件 船形漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その二十

- 1 公示番号 共第二十号
- 2 漁場の位置 南房総市富浦町から館山市大賀に至る地先
- 3 漁場の区域 次の基点南二十七号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点南四十一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から館山港北防波堤突端と二号防波堤突端を結んだ線以内の港湾区域を除く区域
- 基点南二十七号 北緯三五度〇四分一七・二三三〇秒、東経一三九度四九分一六・八一二二秒の点（南房総市小浦と同市富浦町南無谷との境界付近に設置した標柱）
- 基点南三十七号 北緯三五度〇一分五六・六八七四秒、東経一三九度四九分五八・二九三四秒の点（南房総市と館山市との境界付近に設置した標柱）
- 基点南四十号 北緯三五度〇〇分三五・六四九六秒、東経一三九度五一分三二・八三五七秒の点（館山市湊地先の平久里川河口左岸にある水門南西端）
- 基点南四十一号 北緯三四度五八分五〇・一三〇八秒、東経一三九度四九分二二・〇七二二秒の点（館山市大賀と同市香との境界付近に設置した標柱）
- ア 北緯三五度〇四分二一・五三八五秒、東経一三九度四七分五八・〇三八〇秒の点（基点南二十七号から二七三度四九分二、〇〇〇メートルの点）
- イ 北緯三五度〇三分二七・五一五一秒、東経一三九度四七分三五・九九〇一秒の点
- ウ 北緯三五度〇三分〇五・二一一四秒、東経一三九度四七分三七・三三〇四秒の点
- エ 北緯三五度〇二分〇四・三八五八秒、東経一三九度四七分二八・五九〇八秒の点
- オ 北緯三五度〇一分三五・三八三〇秒、東経一三九度四八分四三・七五七九秒の点（基点南三十七号と雀島との見通し線上同基点から二、〇〇〇メートルの点）
- カ 北緯三五度〇〇分一九・〇四二七秒、東経一三九度五〇分二六・五七五三秒の点（基点南四十号から二五五度一〇分二、〇〇〇メートルの点）
- キ 北緯三四度五九分五四・六八〇七秒、東経一三九度四九分二三・八一八〇秒の点（基点南四十一号から三五四度二、〇〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いなだ固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	かます固定式刺し網漁業	〃
	たい固定式刺し網漁業	〃
	ひらめ固定式刺し網漁業	〃
	かに固定式刺し網漁業	〃
	くるまえび固定式刺し網漁業	〃

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 館山市船形、川名、那古、正木、湊、北条、新宿、長須賀、館山、沼、宮城、笠名及び大賀並びに南房総市富浦町

7 条件 船形漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その二十一

1 公示番号 共第二十一号

2 漁場の位置 館山市香から坂井に至る地先

3 漁場の区域 次の基点南四十一号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点南五十二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南四十一号 北緯三四度五八分五〇・一三〇八秒、東経一三九度四九分二二・〇七二二秒の点（館山市大賀と同市香との境界付近に設置した標柱）

基点南四十四号 北緯三四度五八分二四・〇一九六秒、東経一三九度四七分二九・一九〇〇秒の点（館山市見物と同市波左間との境界付近に設置した標柱）

基点南四十六号 北緯三四度五八分三二・四二九〇秒、東経一三九度四六分四三・二一七四秒の点（館山市波左間と同市坂田との境界付近に設置した標柱）

基点南四十九号 北緯三四度五八分三一・四〇六三秒、東経一三九度四五分二六・八九八八秒の点（館山市洲崎灯台中心点）

基点南五十号 北緯三四度五七分五五・四七四〇秒、東経一三九度四五分二二・六〇四一秒の点（館山市洲崎と同市西川名との境界付近に設置した標柱）

基点南五十一号 北緯三四度五七分三一・三七六七秒、東経一三九度四五分五〇・八一八九秒の点（館山市西川名と同市伊戸との境界付近に設置した標柱）

基点南五十二号 北緯三四度五六分五二・一五一二秒、東経一三九度四八分三五・八二八五秒の点（館山市坂井と同市布沼との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三四度五九分三八・五四三二秒、東経一三九度四九分一五・八八一六秒の点（基点南四十一号から三五四度一、五〇〇メートルの点）

イ 北緯三四度五九分二二・四三〇五秒、東経一三九度四七分二二・九八二五秒の点（基点南四十四号から三五四度一、五〇〇メートルの点）

ウ 北緯三四度五九分二〇・八三九二秒、東経一三九度四六分三七・〇〇二二秒の点（基点南四十六号から三五四度一、五〇〇メートルの点）

エ 北緯三四度五九分一八・三五八七秒、東経一三九度四五分五四・一五七〇秒の点

オ 北緯三四度五九分一三・八七二九秒、東経一三九度四四分〇三・七四八七秒の点（基点南四十九号から三〇一度五二分二、四八二メートルの点）

カ 北緯三四度五七分三七・五二七〇秒、東経一三九度四三分五六・八三四七秒の点（基点南五十号から二五四度二、〇〇〇メートルの点）

キ 北緯三四度五六分三八・一八〇三秒、東経一三九度四五分〇五・六五二三秒の点（基点南五十一号から二一五度二、〇〇〇メートルの点）

ク 北緯三四度五五分五五・二二三一秒、東経一三九度四七分三九・八七二〇秒の点（基点南五十二号から二一九度二、二五七メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	いわのり漁業	〃
	とさかのり漁業	二月一日から十月三十一日まで